

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡（安-2025-37）
令和 7年 10月 1 日

関西支店 安全環境部長

別途業者が関わる作業所の統括管理業務について(要請)

過日、他支店改修作業所において、別途業者に起因する休業災害が連続して2件発生しました（別紙1参照）。

1件目は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく発注者による統括管理義務者の指名が、当社及び別途業者のいずれにおいてもなされておらず（別紙2参照）、当社の床配線ピット蓋敷込作業と、別途業者の高所作業車による電気配線作業との間の連絡・調整が不十分な状況下で、当社の作業員が高所作業車と接触したものです。

2件目は、当社が統括管理義務者として指名を受けていたにもかかわらず、開口部の作業終了後は養生蓋を閉めるという共通ルールが徹底されず、別途業者が放置したままの開口部から当社の作業員が転落したものです。

これらの災害は、いずれも別途業者が関わる作業所における統括管理業務が適切に実施されていなかったことに起因します。

つきましては、同種の災害等を防止するため、下記事項について作業所関係者に周知徹底するよう要請します。

記

1. 別途業者が関わる作業所においては、発注者による統括管理義務者の指名が、当社または別途業者に行われていることを確認する。
2. 発注者による統括管理義務者の指名が当社または別途業者のどちらにも行われていない場合には、発注者と協議のうえ指名を仰ぐ。
3. 当社が統括管理義務者の指名を受けた場合は、別途業者を含めた統括管理業務を実施する。
4. 別途業者が統括管理業務者の指名を受けた場合は、別途業者の統括管理業務に従う。

※この事務連絡は、事務連絡（安環安）25-26(令和7年9月26日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(はさまれ) 金属工が別途工事業者の高所作業車昇降装置に右腕を挟まれ

◇ 発生日時: 2025年9月10日(水) 午前9:10分頃 ◇ 被災者: 金属工 49 歳(所属 2次) 経験 11年



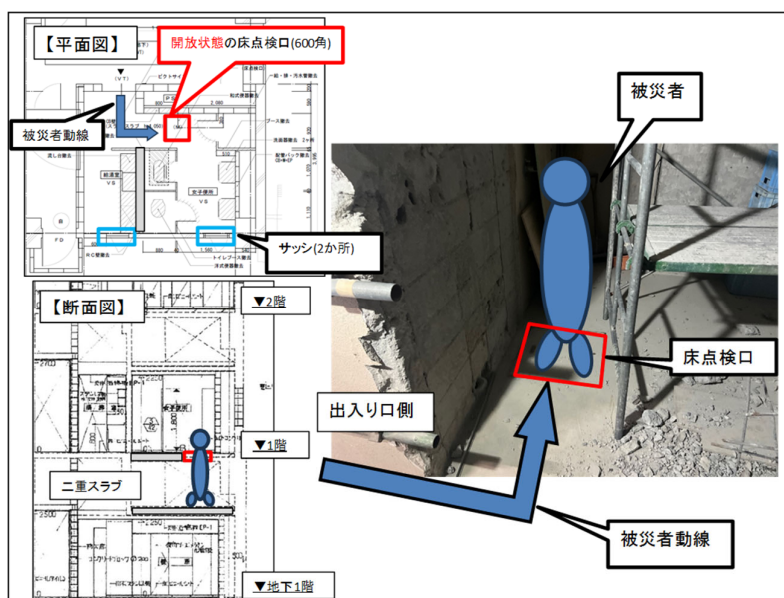
【発生状況】

配線ピットのピット蓋敷込作業において、図面を見ながら指示をしている時に、近くで高所作業車(テーブルリフト、X型昇降装置)で作業を行っていた別途業者が作業車の床を降ろしているのに気が付かず、昇降装置に右腕を挟まれた。

(右手首複雑骨折) (休業見込日数30日)

(転落) 開放状態の床点検口から解体工が転落した。

◇ 発生日時: 2025年9月15日(月) 午前8:05分頃 ◇ 被災者: 建造物解体工 57 歳(所属 2次) 経験 40年



【発生状況】

既存ビルのトイレ改修工事において、解体工事に伴う換気の準備のためトイレ内に入った際、トイレ内部が薄暗い状況であったため、前日の作業で別途業者が開放状態にしたままの床点検口に気付かずに約1.5m転落した。

(右上腕骨大結節骨折) (休業見込日数30日)

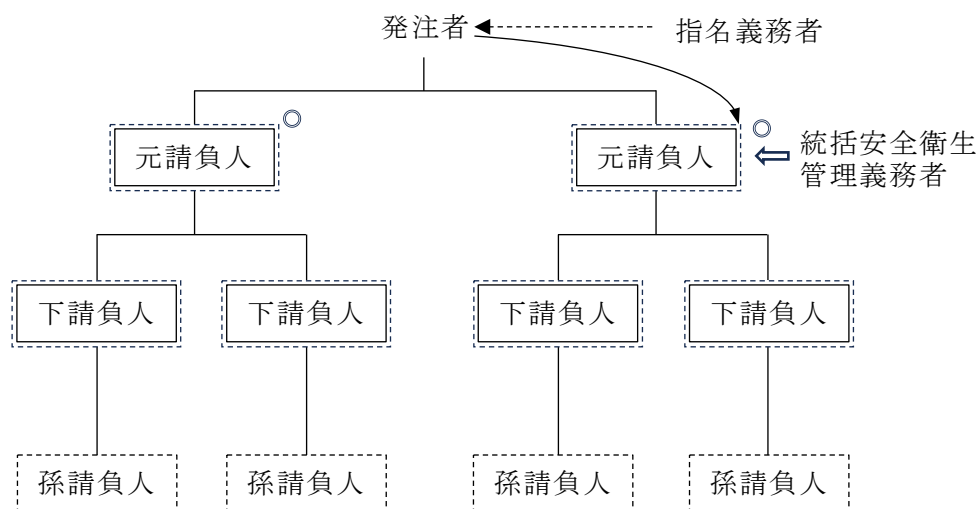
別途業者がある場合の統括管理義務者の指名について（根拠条文）

労働安全衛生法

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第30条第2項

特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が作業を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。（後段省略）



（注）

- ① 内の者は、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。
- ② 内の者は、一の場所で自ら仕事を行っているものをさす。
- ③ ○印は、特定元方事業者をさす。

（安衛法便覧Ⅰから抜粋）